平成25年度　産業医学調査研究助成事業助成希望者募集

（広報情報課）
公益財団法人　産業医学振興財団

標記について、以下の内容で助成を希望される研究者を募集します。
平成25年度から2年度の継続研究の募集を中止し単年度の研究のみの募集となります。
特に中小零細企業における特性を踏まえた労働衛生や健康管理水準の向上に役立つ調査研究には、一定数を助成することとしております。
詳しくは、当財団ホームページをご覧ください。http://www.zsisz.or.jp/

1　助成の対象

助成の対象は、次の各号に掲げる条件を満たす調査研究とします。

⑴　応募できる研究者は、次に該当する方々です。
　ア　産業医又は産業医を含む共同研究グループ。ただし、大学又は研究機関に所属する研究者にあっては、当該大学又は研究機関に所属しない産業医を含む共同研究グループであること。
　イ　産業医以外の事業場、健康診断機関、作業環境測定機関等の産業保健スタッフ（これらに所属する臨床検査技師、保健師、看護師、作業環境測定士等をいう。）又はこれらの共同研究グループ。

⑵　調査研究の成果が労働者の健康の確保、産業医活動の推進等に役立つと認められるものであること。

⑶　当該年度に契約を締結し、調査研究が当該年度の末日までに完了する単年度研究であること。ただし、24年度に採択された継続研究の最終年度（2年目）に限り、助成の対象とすることができます。

⑷　財団において公表できるものであること。

2　助成金の額及び支払い時期

⑴　助成金の額は、平成25年度中の調査研究に直接必要と認められる経費（当該調査研究以外に転用可能な設備及び機器の購入、製造の経費等を除く。）で、200万円を限度とします。

⑵　助成金の支払い時期は、平成25年6月～8月を予定しています。

3　申請の手続

助成金の申請をする方は、平成25年3月10日までに所定の「産業医学調査研究助成金申請書」をご提出ください。

なお、当該申請書の用紙は、当財団のホームページからダウンロードいただくか、当財団にご請求くださればお送りします。

4　選考と通知

申請のあった調査研究については、「産業医学調査研究委員会」に諮って選考し、平成25年5月を目途に当財団理事長が調査研究計画の採用又は不採用の決定を行い、各申請者に通知します。

5　結果報告及び報告後の措置

⑴　調査研究の結果については、調査研究が終了した日から1月以内又は平成26年4月20日までのいずれか早い日までに、調査研究の結果に係る論文（1,500字以内の要旨を含む。以下「論文」という。）及び経費の支出実績を付した「結果・精算報告書」を提出していただきます。

⑵　提出された論文は、前記委員会に諮って助成の趣旨に沿う成果が挙げられているか否かを評価し、その結果によって、優れた論文については、当財団が発行する「産業医学ジャーナル」に掲載するほか、さらに内容を深め又は対象を広げること等が有益であると認められるものについては、「指定課題」として調査研究の継続を奨励する等の措置を講じます。

6　その他

助成金の経理、その他細部の取扱いについては、「産業医学調査研究助成事業実施要領」（当財団ホームページに掲載）に定めるところによります。

7　書類の送付先及び連絡先

〒107-0052　東京都港区赤坂二丁目5番1号　東邦ビル3階
（公財）産業医学振興財団　振興課（産業医学調査研究助成担当係）
TEL：03-3584-5425(直通)　03-3584-5421(代表)　FAX：03-3584-5424
URL：http://www.zsisz.or.jp/　E-mail：fukyu@zsisz.or.jp

「使用上の注意」の改訂について

（法安115）
平成24年12月14日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課より「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛通知した旨、本会宛て連絡がありました。

下記URLの医薬品医療機器情報提供ホームページに「使用上の注意の改訂指示」として掲載されておりますことを申し添えます。

記

医薬品医療機器情報提供ホームページ「使用上の注意の改訂指示」URL
http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html

医薬品・医療機器等安全性情報第297号の速報について

（法安117）F
平成24年12月19日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

医薬品・医療機器等安全性情報につきまして、第297号が発表されました。なお、これらの内容は下記のホームページに掲載され、日本医師会雑誌の平成25年2月号に掲載する予定です。

記

厚生労働省　医薬品・医療機器等安全性情報に関するURL
http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_j/iyaku_j/anzenseijyouhou.html

児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

日医発第922号（地Ⅲ177）
平成24年12月25日
日本医師会長　横倉　義武

今般、児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に関する留意事項について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長の連名により、各都道府県等児童福祉・母子保健主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても周知、協力依頼がありました。

児童虐待の防止に関わる行政機関と医療機関との連携につきましては、各地域において取り組みが行われているところであります。児童虐待の防止において医療機関は、児童の虐待のリスクが高いと思われる家庭を早期から把握しやすい立場にあることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のための取り組みがより一層推進されるよう、児童相談所及び市区町村の関係機関と積極的な連携及び情報共有の必要性について示されております。

（参考）

児童虐待防止における児童相談所・市区町村と医療機関との連携強化について

○平成24年11月30日付けで「児童虐待防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を都道府県市に通知。
都道府県市に対し、虐待が疑われる家庭や養育支援を特に必要とする家庭の支援のために医療機関との積極的な連携及び情報共有を推進すること、臓器提供に係る児童について児童相談所の関与の有無等の照会があった場合の対応に備えること等を要請。
○医療機関の主な役割や具体的な取組については以下のとおり。

医療機関の主な役割

◎医療機関は、児童相談所や市区町村に養育支援が特に必要な家庭の情報提供や虐待に関する通告を行い、支援につなぐ。
・　子どもだけではなく、親の状況にも着目する必要。
・　小児科のほか、産科や精神科、歯科等の役割も重要。
◎児童相談所や市区町村と情報を共有し、支援方針等を検討、連携して必要な支援を行う。

発生予防	早期発見・早期対応	支援
○ 養育支援が特に必要な家庭（要支援児童、特定妊婦）の情報提供等	○ 虐待があったと疑われる子ども、虐待を受けた子どもの通告等	○ 虐待による身体的・精神的問題の評価・治療 ○ 治療を通した見守り（養育環境の把握など）等

※守秘義務と個人情報保護との関係
児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に必要かつ相当な範囲で行う「情報提供」や、児童相談所や市区町村への「通告」は、正当な行為や第三者提供禁止の除外規定に該当し、基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならない。

医療機関の具体的な取組

○市区町村の要保護児童対策地域協議会に参加することや児童相談所・市区町村と連携した対応をとること。
✓ 平素からの連携・情報共有（情報提供するケースの目安や虐待が疑われる場合の対応などについて認識を共有）。
✓ 支援につなげるべきケースの情報提供、通告。
✓ 個別ケースへの支援（個別ケース検討会議で支援方針、役割分担を協議し、連携して支援）。
✓ 要保護児童対策地域協議会に参加できない場合（広域から患者が受診する医療機関等）は、近隣の市区町村等と個別ケースに関する情報提供・共有の枠組みづくりに協力すること。
○個別ケースにおいて、患者本人等から「診療情報」等の個人情報の提供等を求められた場合の取扱いについて児童相談所・市区町村と協議しておくこと。
○児童相談所・市区町村の虐待対応の調査に協力すること。
○医療機関内の虐待対応の体制を整えること。

単独不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの供給について

事務連絡
平成24年12月26日
広島県健康福祉局薬務課

本年11月1日から定期接種として導入された4種混合ワクチン（DPT-IPV）については、一部の医療機関において、十分な量を確保できない状況にあるとの情報が寄せられています。

広島県では、平成24年10月30日及び12月6日付けで広島県健康福祉局薬務課長及び健康対策課長の連名で通知を発出し、分割発注等への御協力をお願いしたところですが、各医療機関または卸業者において、当月には不要なものの翌月以降に必要となるワクチン（例；一人分として3本）を確保している場合があり、円滑に流通しているとはいえない状況になっています。

厚生労働省からの聞取り及び県内のワクチン在庫等の調査結果から、単独不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンは、偏在がなければ接種予定者に行き渡る数が県内に供給されており、今後も、毎月上旬には当該月の供給予定量が確実にメーカーから出荷されることを確認しています。

4種混合ワクチンの具体的な入荷予定数量と需要見込み数については、以下のとおりです。

来年1月以降も順次メーカーから一定量が供給される予定ですので、当月に必要な数量を基本とする分割発注等、次の事項について貴会会員に周知徹底していただきますよう御理解と御協力をお願いします。

1　医療機関は、概ね1か月以内の接種見込み本数に限定して分割発注し、返品を前提とした購入は行わないでください。
2　卸売販売業者の行う在庫の確認と分割納入に、御協力ください。

○4種混合ワクチンの11月以降の県内需給量（1月以降は見込み）

	区　分	11月	12月	1月	2月	3月
供給	累計(本)	11,252	12,600	18,000	23,400	28,800
	入荷予定時期		12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
需要	接種見込み数(人)	2,100	4,200	6,300	6,300	6,300
	累計(人)	2,100	6,300	12,600	18,900	25,200

※　接種見込み数：1か月出生見込数2,100人（県内の年間出生者数25,200人から類推）が、4週間の接種間隔で3回接種（初回接種）するとした場合。
※　来年度も出生数に基づいた需要見込み数によりワクチンが供給される予定です。（具体的な数量は、平成25年2月頃に判明の予定。）

○　単独不活化ポリオワクチンについても、十分に供給される予定です。

担当：製薬振興グループ
電話：082-513-3223（ダイヤルイン）
（担当者　山口、小川）

在宅酸素療法における火気の取扱いについて（注意喚起）

（法安119）Ｆ
平成24年12月26日
日本医師会常任理事　高杉　敬久

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室より「在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による死亡事例について（2例追加公表）」という報道発表が行われました。

在宅酸素療法における火気の取扱いにつきましては、既に平成23年12月27日（法安97）Ｆで注意喚起を行っておりますが、依然として在宅酸素療法を受けている患者が、喫煙などが原因と考えられる火災によって死亡するなどの事故が発生しています。

よって、改めて在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対しては下記の点について十分注意喚起をされますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願いいたします。

記

1）　高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
2）　酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
3）　火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 73」の提供について

公益財団法人日本医療機能評価機構は医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、平成24年12月17日に「医療安全情報No. 73」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供。

この医療安全情報を含め報告書、年報は下記のホームページからダウンロード可能です。

記

公益財団法人日本医療機能評価機構　医療事故情報収集等事業のURL
「医療安全情報No. 73」：放射線検査での患者取り違え
http://www.med-safe.jp/

「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」の解釈について

今般、同改正に係るヒブワクチンの追加免疫の接種期間については、広島県医師会速報（第2179号）1月15日号にてお知らせしております。接種期間の7～13か月の間に接種することの解釈について、改正前の通知に基づき追加接種の予約を行っている場合等、やむを得ない場合は、13か月を超えて追加接種を行う場合も基金事業の対象とすることとして差し支えないとしております。

「ピース・アーチ・ひろしま」プロジェクトへのご協力について

ピース・アーチ・ひろしまプロジェクト実行委員会
会長（広島県知事）湯﨑　英彦

広島県では、広島から世界へ平和のメッセージを強く発信し、平和貢献活動を持続的に支援できる仕組みを構築するなど、具体的な取組を実施していくことが重要と考え「ピース・アーチ・ひろしま」プロジェクトを展開しております。

本プロジェクトでは、さまざまなムーブメント事業を展開するとともに、平成25年7月末から8月にかけて世界共通の言語である音楽による世界規模のコンサートを実施するなど、世界の人々と一緒に平和を考える国際イベントを開催することとしております。

こうした世界規模の取り組みは、国内外の多くの皆さまのお力添えを賜りながら、皆さまと一緒になって世界平和の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、本プロジェクトの趣旨にご賛同賜りますとともに、ご協力をお願いします。

なお、本プロジェクトの収益は、平和貢献活動を行っていくための財源に活用してまいります。

・復興や平和構築のための人材育成
・核兵器を廃絶するための研究や復興・平和構築に関する調査・研究
・平和貢献などの具体的な実践活動への支援

ご協力していただきたい事項

○　1口千円（5口以上）のご寄附をお願いします。
　ご協力いただける場合には、次の口座にお振込みください。
　　口　　座：広島銀行　県庁支店　普通　3049043
　　　　　　　ヒロシマヘイワハッシンコンサートジッコウイインカイ
　　口座名義：ひろしま平和発信コンサート実行委員会

＊　次の方法でお振込みされる場合には、手数料は不要です。
・広島銀行のATMから通帳やカードによりお振込みされる場合
・広島銀行のインターネット（ご契約されている場合）によりお振込みされる場合

○　ピースサポーターにご入会ください。
　県民や企業・団体が相互に連携し、みんなで平和貢献活動に取り組んでいくための「ピースサポーター制度」にご入会ください。入会金（プロジェクトへの応援）は500円です。お支払いいただいた入会金は「ピース・アーチ・ひろしま」プロジェクトに活用され、世界平和の実現に役立てられます。
　ピースサポーターにご入会いただくと、ピースパートナー企業・団体が提供するさまざまな特典をご利用いただけます。（有効期限は2014.3.31です。）
※　入会によりプロジェクトへのボランティア参加などを求めるものではございません。

詳しくは、公式ホームページをご覧ください。 http://www.peace-arch-hiroshima.net/

【問い合せ先】

ピース・アーチ・ひろしまプロジェクト実行委員会事務局
TEL：082-227-5043
FAX：082-222-7133

食品衛生法第58条第1項の規定に基づく食中毒患者の届出について（依頼）

平成25年1月9日
広島県健康福祉局長

平成24年12月28日付けで食品衛生法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成24年12月28日付け食安第1228第7号により厚生労働省医薬食品局食品安全部長から、下記のとおり通知がありました。

ついては、食中毒患者若しくはその疑いのある患者を診断された場合、食品衛生法第58条第1項に基づき、最寄りの保健所長に届け出いただいているところですが、改正により追加された病因物質による事例についても引き続き速やかに届け出いただきますよう、貴会員に対し周知をお願いします。

記

1.　改正の概要

⑴　食品衛生法施行規則75条の二中の「様式第十四号（食中毒事件票）」の「病因物質の種別」欄に「19　クドア」、「20　サルコシスティス」、「21　アニサキス」及び「22　その他の寄生虫」を追加。

⑵　食品衛生法施行規則別表第十七第一号の「サルモネラ・エンテリティディス」を「サルモネラ属菌」に改正。

2.　施行期日

平成25年1月1日

3.　運用上の注意

・「19　クドア」はクドア・セプテンプンクタータをいう。
・「20　サルコシスティス」はサルコシスティス・フェアリーをいう。
・「21　アニサキス」は、アニサキス科及びシュードテラノーバ科の線虫をいう。

【参考】

◎食品衛生法（抜粋）

〔中毒に関する届出、調査及び報告〕

第58条　食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

②　保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

③　都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であって、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

④　保健所長は、第2項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

⑤　都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

◎食品衛生法施行規則（抜粋）

〔報告対象となる中毒事件の範囲〕

第73条　法第58条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める数は、50人とする。

②　法第58条第3項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　当該中毒により死者又は重篤な患者が発生したとき
二　当該中毒が輸入された食品等に起因し、又は起因すると疑われるとき
三　当該中毒が別表第17に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき
四　当該中毒の患者等の所在地が複数の都道府県にわたるとき
五　当該中毒の発生の状況等からみて、中毒の原因の調査が困難であるとき
六　当該中毒の発生の状況等からみて、法第54条から第56条までの規定による処分（以下「処

分」という。）を行うこと又はその内容の適否を判断することが困難であるとき

別表第17（第73条関係）

1 サルモネラ属菌
2 ボツリヌス菌
3 腸管出血性大腸菌
4 エルシニア・エンテロコリチカO8
5 カンピロバクター・ジェジュニ/コリ
6 コレラ菌
7 赤痢菌
8 チフス菌
9 パラチフスA菌
10 化学物質（元素及び化合物をいう。）

下線部が改正項目

油症診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力について

（地Ⅲ183）
平成25年1月10日
日本医師会常任理事　石川　広己

先の通常国会での「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」の成立、ならびに同法に基づく「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する基本的な指針」が告示されたことを受け、添付のとおり厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課より小職に対し、標記の件につき協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

カネミ油症事件は、昭和43年10月に発生した米ぬか油による食中毒事件で、認定生存者数は、平成24年3月31日現在で1,370名となっています。

今般、上記法制定および基本的な指針の策定を受け、油症治療研究班による油症の診断基準が見直され、事件当時の同居家族であって、現在も症状を有し継続的な治療その他健康管理を要する場合は、油症患者とみなすこととなりました。

今回の厚生労働省からの協力依頼は、このことに関連して以下の2点となっております。

なお、当時の同居家族の方々の人数自体が限定的になると思われますが、その後の転居等により居住地が全国に広がっている可能性があるため、すべての都道府県医師会にご協力をお願いする次第です。

記

1. カネミ油症患者の認定を受けようとする者は、医師の意見書を都道府県知事等に提出することとしており、申請者から依頼があった場合には当該意見書の記載にご協力いただきたいこと。
2. 厚生労働省が平成25年度実施予定のカネミ油症患者の方々に対する健康実態調査において、油症患者受療券（カネミ油症患者がこれを医療機関に提示することで一部負担金を窓口徴収ではなく直接カネミ倉庫（株）に請求する方法）を取り扱ってほしい医療機関を聞くこととしており、その結果によって都道府県等から地域の医師会または当該医療機関に同受療券の取扱いを依頼する場合があるので、その際にはできる限りご協力いただきたいこと。

★カネミ油症患者の同居家族の認定申請ついては、医師会速報1月5日号P20に掲載しておりますが、医師の意見書（医師の診断書）【下記HPよりダウンロード可能】が必要となります。

なお、医師の意見書（医師の診断書）の御記入に当たって、御不明な点等ありましたら、県食品衛生課（電話：082-513-3104(ダイヤルイン)）へお問い合わせください。

広島県ホームページ
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/kanemi2012.html